

花巻空港消防等業務特記仕様書

- 1 花巻空港消防等業務仕様書の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、2の記載については、適用期間を契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。
- 2 花巻空港の制限区域内で業務に従事しようとする者は、業務開始前までに制限区域内に立入るための資格を取得するとともに、入退場ゲートの管理、作業員の立入等、制限区域内における適正な管理を行うものとする。
- 3 業務従事者は、全員が自動車運転免許証（大型自動車免許）を取得していること。
- 4 契約開始日時点において、国又は地方公共団体が管理する空港における消防活動業務について、通算1年以上の従事経験を有する者を、常駐7名のうち3名以上配置すること。
- 5 空港用大型車両及び普通車両の整備経験を有する者を、常駐7名のうち1名以上配置すること。
また、三級自動車整備士以上の資格を有する者を、業務従事者のうち1名以上配置すること。
- 6 令和8年4月1日から、花巻空港が備える消防救難能力を100%発揮できる体制とすること。

花巻空港消防等業務委託仕様書

この仕様書は、花巻空港消防等業務委託（以下「業務」）の実施に必要な仕様を定めるものである。

第1 報告事項

- (1) 受託者は、当該業務に従事する者（以下「隊員」という。）について、「委託業務従事者名簿」（様式1）に隊員の履歴書を添えて花巻空港事務所長（以下「委託者」という。）に提出すること。

なお、履歴書は、様式1別紙（消防に関する職歴・業務歴を含む）を参考様式として示す。

また、隊員に異動がある場合は、その都度速やかに委託者に上記の書類を提出すること。

- (2) 業務の円滑化を図るため、隊員のうちから責任者及び副責任者を定め、「業務責任者指定通知書」（様式2）により委託者に報告すること。

また、これに異動がある場合は、その都度速やかに委託者に上記の書類により報告すること。

- (3) 受託者は、契約締結後速やかに、業務の実施に係る業務指令書（マニュアル）を作成して委託者の承認を得るとともに、隊員に周知すること。

- (4) 受託者は、業務を的確かつ効率的に遂行するため、契約締結後速やかに年間の研修・訓練計画書を作成して委託者の承認を得るとともに、当該計画に基づき全ての隊員を適切に教育、訓練すること。

- (5) 受託者は、業務の実施に当たって必要な知識及び技術を隊員に習得させるため、受託者の責任と費用負担により、隊員の研修、教育訓練等を実施し、常に隊員の教育と技術水準の向上を図ること。

なお、委託者が別に指定する研修等の受講に係る費用については、この限りでない。

- (6) 受託者は、組織及び連絡体制を明確にするため、系統図を作成して委託者に報告するとともに、常に待機室内に掲示し、隊員に周知すること。

- (7) 受託者は、「消防等業務実施予定表」（様式3）及び隊員勤務表（任意様式）を作成し、毎月末までに翌月の予定を委託者に提出すること。

なお、変更がある場合は、あらかじめ委託者に提出すること。

第2 各業務共通事項

- (1) 業務の実施中は、当該業務に専念し、所定の位置を離れないこと。
- (2) 業務の実施中は、隊員の業務内容及び安全性を考慮し、救助服を着用すること。
- (3) 空港内諸施設の損傷、車両事故等の防止に細心の注意を払うこと。
- (4) 関係法令等を遵守すること。

第3 従事する業務

1 消防業務及び医療救難業務等

全ての隊員は、業務の重要性を十分に認識し、「一致協同」「不撓不屈」「奉仕」「器具愛護」の精神と「規律」を常に保持して業務を遂行すること。

なお、本業務の特殊性・危険性に鑑み、隊員は救助服（色は濃紺又は黄橙の難燃性織物とし、体幹及び必要箇所に補強布の当て地付き）を着用するものとし、受託者で準備すること。

(1) 消防業務

- ① 航空機災害発生の際の初期消火活動並びに救助救出活動を行うこと。
- ② 大型化学消防車について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 47 条に定める始業点検並びにポンプ各部、積載品及び消耗機材の数量、状態等の点検・確認を行うこと。
なお、点検の結果、異常を認めた場合は、自ら調整できるものはその場で調整し、調整不能なもの又は専門的措置を要するものは速やかにその旨を委託者に報告し、指示を受けること。
- ③ 定時に通信回線等の動作試験・性能確認を行うこと。
- ④ 事故の未然防止及び有事の際の速やかな対応を確保するため、空港における気象、滑走路、工事、消火救難資器材、消防水利及び航空機等の状況を常に把握し、危険が予測されるときは、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。
- ⑤ 毎月 1 回以上、航空機災害を想定した各種消火救難訓練（又は教育）を実施するほか、随時、車両、機器等の必要な操作実施訓練を行うこと。
- ⑥ 大型化学消防車の放水設備についての点検を行い、泡消火薬剤の放射又は粉末消火薬剤の放射については、委託者が指示したときに行うこと。
- ⑦ 航空機の離着陸時には、出動警戒待機を行うこと。
- ⑧ 貯水槽及びその周辺は、給水作業が適切に行われるよう随時点検、環境整備（草刈及び除雪）を実施すること。また、貯水槽（40 m³×13 箇所）は、機能維持及び水質低下が認められる場合には、空港運用時間外に水槽内の点検及び清掃を行い、その前後の状況を記録し、報告すること。

(2) 医療救難業務等

- ① 航空機災害発生の際に救難資器材搬送車の運転操作、及び別に組織する花巻空港消火救難隊員等と協力して、救難資器材及び医療資器材の搬出、設営、負傷者の救護等の救助救出活動を行うこと。
- ② 救難資器材搬送車について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 47 条に定める始業点検、積載品及び消耗機材の数量、状態などの点検・確認を行うこと。
なお、点検の結果、異常を認めた場合は、自ら調整できるものはその場で調整し、調整不能なもの又は専門的措置を要するものは速やかにその旨を委託者に報告し、指示を受けること。
- ③ 毎月 1 回以上、航空機災害を想定した各種医療救難訓練（又は教育）を実施するほか、随時、車両、機器等の必要な操作実施訓練を行うこと。
- ④ エアーテント設営の操作（訓練）は、委託者の指示に基づき花巻空港消火救難隊と連携して実施すること。
- ⑤ 医療資器材について、その取扱い方法等の必要な知識の習得をするとともに、的確に機能するよう随時点検を行うこと。

(3) 消防業務及び医療救難業務等の業務内容明細は、別添 1 のとおりである。

(4) 小型機エプロン運用支援及び訓練指導業務

小型機スポットの効率的な運用及びエプロンにおいて移動又は駐機する航空機の安全並びに人、車両等の安全を確保するため、必要に応じ小型機エプロンの運用に係る補助的業務を実施すること。

なお、運用支援の訓練指導は花巻空港職員が実施する。

また、当該業務は上記 1 の業務に支障の無い範囲において行う簡易なものとし、その都度、委託者が指示するものとする。

2 上記のほか、委託者が必要と認め指示した事項を実施すること。

第4 実施結果の報告

1 日常業務等については、以下に定める様式により、当日の業務終了後速やかに委託者に提出すること。

- ① 「花巻空港消防等業務日誌」(様式4)
- ② 「大型化学消防車始業点検日誌」(様式5)
- ③ 「救難資器材搬送車始業点検・救急医療資器材点検日誌」(様式6-1)
- ④ 「消火救難機材点検日誌」(様式6-2)
- ⑤ 「訓練実施簿」(様式7)
- ⑥ 「車輛月間点検表」(様式8)
- ⑦ 「貯水槽点検記録簿」(様式9)

※ 救急医療資器材点検及び消火救難機材点検並びに貯水槽点検は月1回実施し、当該点検実施の都度提出すること。

2 各月の業務が完了したら、契約書別記に示す委託業務完了報告書を翌月7日までに提出すること。ただし、3月分の業務については3月31日に提出すること。

第5 委託料の請求

各月の業務終了後、速やかに契約書別記に示す委託料請求書により請求すること。支払は、前項2の完了確認後、契約書別記該当条項に基づき行うものであること。

第6 隊員の労働条件

受託者は隊員の労働条件について、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係諸法令等を遵守し、的確で安全な業務実施のため適切な労務管理を行うこと。

第7 鍵の預託

- (1) 業務上必要とする鍵は、委託者が受託者に預託するものとする。
- (2) 受託者は預託された鍵を常時厳重に保管しなければならない。

第8 業務上使用する施設、設備及び物品の扱い

- (1) 業務実施のため必要とする県の施設及び設備は、委託者がこれを無償で使用させる。
- (2) 業務実施のため直接必要とする物品は、委託者がこれを無償で使用させる。
- (3) 補充する物品の詳細については、必要に応じて委託者が定める。
- (4) 使用・貸与する施設、設備等は、別添2のとおりである。

第9 図書の備え付け

受託者は、次の関係法令図書を常備し、隊員に熟知させること。

- (1) 国際民間航空条約(昭和28年条約第21号)第14付属書、航空法(昭和27年法律第231号)及びその関連法令等
- (2) 消防法(昭和23年法律第186号)及びその関連法令等
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及びその関連法令等
- (4) 花巻空港管理条例(昭和38年10月15日条例第43号)及びその関連例規等
- (5) 大型化学消防車及び救難資器材搬送車操作マニュアル
- (6) その他業務を行うに当たって必要な参考図書

第10 大型化学消防車及び救難資器材搬送車の操作管理及び出動警戒基準は、別添3のとおりである。

委託業務内容明細書

1 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日

2 業務時間

7 時 30 分から 19 時 30 分まで

ただし、運用時間の延長がある場合は、委託者が指示する時間とする。

3 要 員

常駐 7 名

4 委託業務内容

(1) 車両の点検及び訓練

走行・放水訓練にあつては、航空機の離発着及び天候等により中止する場合がある。

また、冬季間の走行・放水訓練は、委託者の指示により実施するものとする。

車両	点検・整備	走行訓練	放水訓練	図上訓練
大型化学消防車	通常点検 1 回／日 月次点検 1 回／月	1 回／週	1 回／2 週	随 時
救難資器材搬送車	通常点検 1 回／日 月次点検 1 回／月	1 回／2 週	—	随 時

(2) 大型化学消防車の操作

ア 定期便離発着の際の出動警戒

離発着の都度

イ 臨時便、チャーター便等の離発着時の出動警戒

随 時

ウ レスポンスタイム測定

2 回／年（4 月、10 月）

(3) 救難資器材搬送車の操作

エアーテントの設営

随時（2 回／年以上）

(4) 貯水槽点検

ア 外観・機能点検（周囲の草刈及び除雪含む。）

1 回／月

イ 貯水槽内点検清掃（40m³×13箇所）

随 時

(5) 大型化学消防車等の夜間走行訓練

2 回／年

(6) 医療資器材の点検

2 回／年（9 月、3 月）

(7) 小型機エプロン運用支援及び訓練指導

委託者指示による

(8) 消火救難訓練の実施

委託者指示による

別添 2

使用させ・貸与する施設、設備、車両等

1 施設及び設備

- (1) 用 途 消防車庫
- (2) 構 造 等 鉄骨造平屋建 延床面積 753.84㎡
- (3) 施設の内訳 待機室、湯沸室、便所、車両格納庫、旧除雪車庫及びその他付属施設

2 車両及び備品等

- (1) 大型化学消防車
ローゼンパワー社 F L F - 1 0 5 0 0 3台
- (2) 救難資器材搬送車
三菱 P D G - F E 8 3 D N 1台
- (3) 耐熱服（耐熱上下服、呼吸器、耐熱ヘルメット、耐熱手袋、耐熱靴） 7セット
- (4) 防火衣（防火上下衣、防火帽、防火靴） 7セット
- (5) その他消防用・救難用資器材

3 物 品

- (1) 消防用・救難用医療資器材及び工具
- (2) 業務用無線機及び受令機

消防車両の操作管理及び出動警戒基準

花巻空港における航空機事故並びに火災等の緊急事態に適切に対処し、人命救助を図ることを目的として、航空機災害等を制御し又は予防措置を講ずるため、大型化学消防車及び救難資器材搬送車（以下「消防車両」という。）の操作等に関して必要事項を定めるものとする。

1 消防車両の操作及び維持管理

(1) 始業点検

空港運用開始前に点検を行い、消防車両の故障又はその他の事由により、機能が十分発揮できない状態の場合は、自ら調整できるものはその場で調整し、調整不能又は専門的措置を要するものは速やかに実施責任者に報告し、その指示を受け必要な措置を講じるものとする。

(2) 搭載燃料等の把握

搭載燃料、消火薬剤及び水量は常に把握しておくものとする。また、搭載燃料が搭載量の3分の1程度を消費した時は、実施責任者の指示を得て、指定する場所で給油しなければならない。

(3) 操作及び随時点検・清掃等

消防車両の機能を十分に発揮できるよう、その操作、特性及び構造に精通するとともに、常に良好な状態を保持するため、随時、点検・清掃・補修等を行わなければならない。

2 消火薬剤の管理

消火薬剤は、緊急の場合に迅速に大型化学消防車に補充しなければならないものであるから、効力及び保管量に変化があった時は、速やかに実施責任者に報告しなければならない。

3 防火衣等

防火衣等緊急時に着用すべきものは、大型化学消防車に近い指定場所に保管し、迅速かつ確実な出動ができるようにしておかななければならない。

また、防火衣等の効力に変化があった場合は、実施責任者に連絡し、その指示を受けるものとする。

4 出動区分

区 分	出 動 事 由	出動の態様
第一種出動 (待 機)	1 空港において悪気象条件(視程等低下、強風、ブレーキングアクション低下)下で離着陸が行われる場合	消防車両前での出動待機又は実施責任者が指示する地点に出動して待機
	2 航空管制官、航空管制運航情報官、航空運送事業者、航空機整備士その他の者から航空機に異常のある旨の通報を受けた場合 (第二種出動に該当する事由を除く)	
	3 空港において火災発生のおそれがある場合	

	4 空港周辺において火災が発生し、空港運用に影響がある場合	
	5 その他実施責任者が必要と認めた場合	
第二種出動 (危険発生)	1 航空管制官、航空管制運航情報官、航空運送事業者、航空機整備士その他の者から航空機に関し重大な故障等緊急事態発生旨の通報を受けた場合	実施責任者が指示する地点に出動して待機し、必要に応じて航空機の追尾を行う。なお、追尾は、航空管制官又は航空管制運航情報官の許可又は情報を得て行うものとする。
	2 その他実施責任者が必要と認めた場合	実施責任者が指示する地点に出動
第三種出動 (事故発生)	1 空港において航空機事故が発生した場合	事故発生現場に出動
	2 空港周辺において航空機事故が発生した場合	関係する消防機関と調整のうえ、実施責任者が指示する地点に出動
	3 空港において建物火災等が発生した場合	火災現場に出動 (火災現場が空港外の場合は、関係する消防機関と調整のうえ、実施責任者が指示する地点に出動)

5 第一種出動の行動形態

(1) 待機の開始及び終了

ア 航空機の着陸時

VFRで飛行する航空機は花巻空港管制圏に入圏した時点、又はIFRで飛行する航空機は花巻空港にアプローチ開始した時点で待機を開始し、着陸後エプロンにスポットインした時点で待機を終了するものとする。

イ 航空機の離陸時

航空機が誘導路へ走行を開始した時点で待機を開始し、離陸後花巻空港の管制圏を離脱した時点で待機を終了するものとする。

(2) 悪気象条件下で離着陸が行われる場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 視程等

滑走路視距離又は視程が、各進入・出発方式の最低値以下の場合

イ 風向・風速

横風（クロスウィンド）が20ノット以上の場合

追風（テールウィンド）が10ノット以上の場合

ウ 積雪の状況

滑走路状態コード「3」以下の場合

6 出動所要時間

出動所要時間は、航空機事故の出動指令が発出されてから消防車両が事故現場に到達し、所要の放射量の少なくとも50%を有する消防車両が主消火薬剤を放射できる位置に至るまでの時間をいい、以下の基準を満たすものとする。

- (1) 大型化学消防車は、滑走路のいかなる場所へも、最適な視程及び路面状態において、2分を超えないことを目標とし、3分を超えない出動所要時間を達成するものとする。
- (2) 大型化学消防車は、航空機移動区域（滑走路、誘導路、エプロンをいう。）のいかなる場所へも、最適な視程及び路面状態において、3分を超えない出動所要時間を達成することに努めるものとする。
- (3) 消火薬剤の配送に必要な最初の出動車両以外の車両は、出動指令発出から4分以内に到着し、連続した消火活動を継続しなければならない。
- (4) 最適な視程及び路面状態でない状況下において、可能な限り出動所要時間を達成するため、消防車両をあらかじめ定められた地点で待機する等の措置を講じるものとする。

注 最適な視程及び路面状態とは、昼間における良好な視程が確保され、走行経路上に水、氷又は雪等の障害がなく、かつ、走行経路上に降水がないことをいう。

7 救護所等の設置

治療及び搬送順位の決定された負傷者の安定化及び治療を行うため、救護所を以下のとおり設置し、運用するものとする。

- (1) 負傷者を収容できる救急車、バス又はテント等を負傷者の安定化及び治療のための救護所として設置するものとする。
- (2) 救護所は、負傷者選別地区付近に迅速に設置され、30分以内に運用ができるものとする。
- (3) 第一救護所（赤色）、第二救護所（黄色）、第三救護所（緑色）として、空気膨張式の治療用テントを配備するものとする。
- (4) 荒天や強風時等、事故現場付近に治療用テントを設置できない場合を考慮し、関係機関と事前に代替措置について調整しておくものとする。

8 出動範囲

大型化学消防車の出動範囲は、空港内を原則とし、空港周辺へは空港が閉鎖されている場合のみ出動するものとする。

ただし、実施責任者が特に必要と認めた場合は、空港運用中であっても必要な大型化学消防車は、空港周辺へ出動できるものとする。

様式1

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 様

受託者 住所

氏名

委託業務従事者名簿

職名	氏名	生年月日	住所	主な資格 (消防、救急、車両整備、車両運 転資格に関するもの)	主な職歴 (消防、警備、車両整備に関する 職歴)

※ 履歴書添付のこと (資格に関わるものは資格証等の写しを添付のこと。)

(様式1別紙)

履 歴 書						
(年 月 日作成)						
氏名	フリガナ	年 月 日生		男 女	(直近の写真を貼付) ※ランプパスと同じ規格で可。	
		(満 歳)				
現住所	〒 ()			電 話	市外局番 (- -)	
免 許 ・ 資 格 等	取得年月日	免許・資格等 名	登録番号	取得年月日	免許・資格等名	登録番号
		
		
		
		
現 在 ま で の 職 歴	勤 務 先 等	地 位 ・ 職 務 内 容			期 間	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	
					. . . ~ . . .	

備考

- 免許・資格等については、自動車運転免許を含め、全てについて記載すること。
- 職歴欄には、空白を生じないように順を追って記入すること。職歴中断の場合は、その期間における従事内容を「在家庭、自営、農業に従事、病気療養」等のように記入すること。
- 「勤務先等」欄には、「〇〇商事㈱、〇〇市役所」等のように記入すること。
- 「地位、職務内容」欄には、「会計事務、測量、自動車運転手」等のように記入すること。

以上の記載事項については、すべて相違ありません。

年 月 日

氏名 (自署)

様式 2

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 様

受託者 住 所
氏 名 印

業務責任者指定通知書

次のとおり責任者を定めたので通知します。

区分	職名	氏 名	空港消防に関する経歴	備 考
責任者				
副責任者				

花巻空港事務所長 様

受託者 住 所
氏 名

印

消防等業務実施予定表

花巻空港消防等業務にかかる勤務及び勤務予定を作成したので、次のとおり提出します。

月分

日	曜日	勤 務 予 定 者							業 務 予 定
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

※ 勤務予定者欄は、配置勤務時間帯が分かるよう勤務割の表示をすること。

所長	担当者

花巻空港消防等業務日誌

年 月 日 (曜日) 天候							時 分 から 時 分		
勤 務 者	職 名	氏 名	印	職 名	氏 名	印			
業 務 内 容									
出 動 状 況		第1種出動 回			第2種出動 回			その他 回	
貯 水 槽 点 検		No ~ No							
医 療 資 器 材 点 検									
クラッシュホン 無線通話試験		クラッシュホン		異常あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/>		無線通話試験		異常あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/>	
指 示 事 項	空 港 事 務 所								
	会 社								
消 防 車 両 給 油 ・ 給 水 状 況		給油量	ℓ	給水量	ℓ	灯 油 量	ℓ		
消 防 車 庫 ・ 待 機 室		(管理状況) ※清掃、火気取扱、施錠等の実施							
特 記 事 項									

注1) 様式5、様式6-1、様式7を添付して提出すること。

注2) 所長指示等により業務を行うものは、「指示事項」欄に記載すること。

責任者

大型化学消防車始業点検日誌

[車種

]

年 月 日

点検箇所	点検内容	状態	点検箇所	点検内容	状態
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた		ポンプ装置	31 ポンプ作用	
	2 振り・取られ・重い			32 電磁クラッチ作用	
ブレーキ	3 踏みしろ・引きしろ			33 ポンプギア作用	
	4 きき具合・片きき		34 作用		
	5 液量		35 開閉バルブ		
	6 空気圧上がり具合		36 スロットルレバー		
	7 バルブからの排気音		37 収納状況		
タイヤ	8 空気圧		ハンドライン	38 作用	
	9 亀裂・損傷		自衛ノズル	39 作用	
	10 異常な磨耗		レバー・コック類	40 作用	
	11 溝の深さ		41 適正位置		
	12 金属片等の異物		吐水・給水管路	42 凝水	
シャシ・ばね	13 破損		43 ドレン排水		
エンジン	14 排気の色		装備品・装備品積載装置	44 装備品の状態	
	15 冷却水の量		45 積載装置の具合		
	16 ファンベルトはり・損傷		生産用水・消火薬剤	46 泡沫生産用水の量	
	17 オイルの量		47 主消火薬剤・補助消火薬剤の量		
燃料装置	18 燃料の量		48 前日、異常が認められた箇所		
乗車装置	19 ドアロック		当日走行キロ数	(km)	
各灯火類	20 照射・点滅		累計走行キロ数	(km)	
ホーン	21 吹鳴・音量		当日ポンプ回転数	(時分)	
フラッシュャ	22 点滅・光度		累計ポンプ回転数	(時分)	
ワイパー・洗浄装置	23 作用		当日エンジン回転数	(時分)	
	24 洗浄液量		累計エンジン回転数	(時分)	
バックミラー	25 写影		燃料等補給量	ℓ	
各メーター	26 作用		潤滑油補給量	ℓ	
エアタンク	27 凝水		オイル補給量	ℓ	
	28 空気圧力		アドブルー補給量	ℓ	
バッテリー	29 容量・比重・液量		備考		
無線装置	30 作用		点検者	印	

記号内容：良好 √ 交換 × 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 △ 外注修理 ○

責任者

救難資機材搬送車始業点検・救急医療資器材点検日誌

年 月 日

【救難資機材搬送車】

【救急医療資器材（毎月1回実施）】

点検箇所	点検内容	状態	点検品目	数量	点検内容	状態
ハンドル	1 遊び・ゆるみ・がた		トリアージタグ	550	数量、塵埃、変質、損傷	
	2 振り・取られ・重い		分離式担架	9	〃	
ブレーキ	3 踏みしろ・引きしろ		二つ折り担架	91	〃	
	4 きき具合・片きき		車付き折畳担架	10	〃	
	5 液量リザーバタンク		減圧式固定担架	10	〃	
	6 空気圧上がり具合		背板（バックボード）	10	〃	
	7 パルプからの排気音		副木シーネ（大・中・小）	140	〃	
クラッチ	8 遊び・踏みしろ		副木（木製）	70	〃	
	9 液量		救急医療セット	10	〃	
タイヤ	10 空気圧		点滴セット（5人/セット）	10	〃	
	11 亀裂・損傷		人工蘇生器（予備含む）	20	〃	
	12 異常な磨耗		人工蘇生器用酸素ボンベ・メーター	10	〃	
	13 溝の深さ		心電図モニター	3	〃	
	14 金属片等の異物		酸素吸入器（集団）	3	〃	
シャシばね	15 破損		酸素吸入器用ボンベ	3	〃	
エンジン	16 排気の色		電動式吸引器（AC電源1）	3	〃	
	17 冷却水の量		遺体収納袋	309	〃	
	18 ファンベルトはり・損傷		水ポリタンク（20ℓ）	2	〃	
	19 オイルの量		エアータント一式	3	〃	
燃料	20 燃料の量		エアータント用発電機	2	〃	
乗車装置	21 ドアロック		災害救助用毛布	175	〃	
	22 ウィンドー作動		自動体外式除細動機	1	〃	
各灯火類	23 照射・点滅		脱脂綿（500g）	10	〃	
ホーン	24 吹鳴・音量		エマージェンシーシート	100	〃	
フラッシュャ	25 点滅・光度		ポケットコート	30	〃	
ワイパー装置	26 洗浄液・噴射		スリッパ	45	〃	
バックミラー	27 写影		ブルーシート	14	〃	
計器	28 作用		砂袋	40	〃	
エアタンク	29 凝水		手洗い鉢	2	〃	
	30 空気圧力		SOSカラー	3	〃	
PTO	31 機能・外灯（100V）					
バッテリー	32 容量・比重・液量					
無線装置	33 作用・感度・明瞭度					
横扉	34 開閉装置・作動					
運転台	35 開放作動・安全ピン					
各装置	36 給脂・給油		当日走行キロ数			(km)
医薬品等	37 積荷・整理		累計走行キロ数			(km)
備考			燃料等補給量			ℓ
			オイル補給量			ℓ
			点検者			印

記号内容：良好 √ 交換 × 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 修理 △ 外注修理 ○

責任者

消火救難機材定期点検日誌

年 月 日

【毎月1回実施】

品目	数量	状態	備考
救助用破壊斧（大）	各車1本		
救助用破壊斧（小）	各車1本		
バール（90cm以上）	各車1本		
ボルトクリッパー	各車1本		
ケーブルカッター	各車1本		
懐中電灯	各隊員1本		
伸縮はしご	3脚		
救助ロープ（45m）	2本		
一般ロープ（30m）	2本		
金鋸	1式		
油圧・電動式救助器具	1式		
シートベルト・ハーネス切断用具	各車1本		
防火服（耐熱）	各隊員1着		
防火服（普通）	各隊員1着		
空気呼吸器（空気ボンベ含む）	各隊員1本		
空気ボンベ※予備品	1式		
高所作業用の安全帯	各車2式		
普通管鎗（ノズル）	各車1式		
発泡管鎗（ノズル）	各車1式		
媒介金具、分岐接手	各車1式		
消防ホース（Φ50mm以上）	各車10本		
工具箱	各車1式		
車輪止め	各車1式		
	点検者		印

記号内容：良好 √ 交換 × 調整 A 締付 T 清掃 C 修理 △ 外注修理 ○

令和 年 月 貯水槽点検簿

水槽 番号	項目 日付	水槽 外観	水質	水位	止水弁	水槽 標識	異物 ゴミ	点検者 補助者	備 考
①	/								
②	/								
③	/								
④	/								
⑤	/								
⑥	/								
⑦	/								
⑧	/								
⑨	/								
⑩	/								
⑪	/								
⑫	/								
⑬	/								
⑭	/								
⑮	/								